

## 平成27年知内町議会第1回定例会（3日目）

- ◎ 招集年月日 平成27年3月17日（火）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成27年3月17日（火） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成27年3月17日（火） 午前11時45分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	五十嵐捷爾
2番	木村一	7番	谷口康之
3番	松井盛泰	8番	吉田峰一
4番	泉政栄	9番	森永勉
5番	敦澤良子	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 1番 西山和夫 9番 森永勉

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	松崎輝幸
湯ノ里保育所長	(松崎輝幸)
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
教育長	田中健一
教育次長	福井誠一郎
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
給食センター長	(福井誠一郎)
代表監査委員	村上壽

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

## 平成 27 年知内町議会第 1 回定例会議事日程

(第 3 号)

平成 27 年 3 月 17 日 (月) 午前 9 時 30 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 1 番、西山和夫君 9 番、森永勉君
第 2	委員会報告 第 3 号	平成 27 年度予算審査特別委員会審査報告について (委員長報告)
第 3	議案第 36 号	知内町行政手続条例の一部を改正する条例について
第 4	議案第 37 号	知内町学童保育条例の一部を改正する条例について
第 5	議案第 38 号	北海道知内高等学校教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に 関する条例の一部を改正する条例について
第 6	議案第 39 号	知内町親水広場の設置及び管理に関する条例の制定について
第 7	議案第 40 号	知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について
第 8	議案第 41 号	町道路線の認定について
第 9	議案第 42 号	町道路線の変更について
第 10	議案第 43 号	平成 26 年度知内町一般会計補正予算 (第 10 号) について
第 11	発委第 2 号	知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 12	意見書案第 1 号	憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法 「改正」反対を求める意見書の提出について
第 13	意見書案第 2 号	農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書の提出について
第 14	意見書案第 3 号	ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出 について
第 15	意見書案第 4 号	農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書の提出につい て
第 16	意見書案第 5 号	農協系統組織の自己改革を十分尊重すること等を求める意見書の提出 について
第 17	意見書案第 6 号	T P P 交渉等国际貿易交渉に係る意見書の提出について
第 18	議長発議	平成 27 年度常任委員会所管事務調査の実施について
第 19	議長発議	平成 27 年度常任委員会管外行政視察の実施について
第 20	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第 21	議長発議	議会閉会中の議会運営委員会の実施について

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

只今の出席議員数は、10 人です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

## ● 会議録署名議員の指名

### ◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、西山和夫君及び9番、森永勉君を指名します。

---

## ● 委員会報告第3号 平成27年度予算審査特別委員会審査報告について (委員長報告)

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第3号、『平成27年度予算審査特別委員会審査報告について』を議題と致します。

平成27年度の各会計予算については、予算審査特別委員会に付託しましたが、その審査が終了しましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、森永勉君。

### ◎ 委員長（森永 勉）

委員会報告第3号、平成27年度予算審査特別委員会審査報告について。

予算審査特別委員会に付託した平成27年度各会計予算審査の結果について、別紙のとおりご報告致します。

平成27年3月17日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

平成27年度予算審査特別委員会審査報告書。

平成27年第1回知内町議会定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成27年3月17日提出。知内町議会予算審査特別委員会委員長、森永勉。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、議案第9号、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第10号、知内町職員に対する寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例について。議案第11号、矢越山荘の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第12号、知内町子ども発達支援センター条例の制定について。議案第13号、知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について。議案第14号、知内町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。議案第15号、保育料徴収条例を廃止する条例の制定について。議案第16号、知内町立幼稚園の保育料等徴収条例を廃止する条例の制定について。議案第17号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。議案第18号、知内町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について。議案第19号、知内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。議案第20号、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。議案第21号、知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。議案第22号、知内

町子ども・子育て支援事業計画の策定について。議案第23号、知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について。議案第24号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。議案第25号、知内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。議案第26号、知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について。議案第27号、知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について。議案第28号、知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について。議案第29号、平成27年度知内町一般会計予算について。議案第30号、平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第31号、平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第32号、平成27年度知内町介護保険特別会計予算について。議案第33号、平成27年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。議案第34号、平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。議案第35号、平成27年度知内町水道事業会計予算について。

2、審査年月日、平成27年3月15日及び16日（2日間）3、審査場所、議会議場。

4、審査委員、議長を除く議員全員による。5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、議案毎に議題とし質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

6、審査結果、付託された議案第9号から議案第35号までの27議案については、いずれも原案のとおり可決した。

#### 7、審査意見

当町の財政運営において、公債費による財政負担の指標となる実質公債費比率については、平成25年度決算で15.9%（前年度対比0.4%の減）となり、早期健全化基準の目標値の18%を下回っている。基金残高全体においては、平成26年度決算見込で32億5,282万円に達する見込みで財政状況は改善傾向が伺えるところであるが、今後も引き続き、効率的な財政運営を図られたい。

平成27年度当初予算規模は、前年度当初比で3,978万円（1.0%）減の39億2,422万円となり、これに補正予算による計上予定分を含めた「年度間財政規模の見込」では、前年度比2億222万円（4.7%）減の40億9,202万円となっており、普通建設事業費の補助事業にあっては、前年当初比で社会保障・税番号制度に係る総合行政システム改修事業や継続事業である産地水産業強化支援（さけ・ますふ化場河川水取水施設整備）事業などにより4,854万円の増となっている。

一方、単独事業については、消防救急デジタル無線整備事業をはじめスポーツセンター等耐震改修工事や戸籍システム電算共同運用事業、複合施設周辺舗装整備工事、継続事業である庁舎照明LED化事業などであるが、前年度当初比では2億4,363万円の減となっている。

また、年度間においては、物産館大規模改修に係る基本・実施設計委託費及び工事費、除雪機格納庫建設にかかる設計及び建設費、青函トンネル展望テラス整備事業など普通建設単独事業としては、1億697万円となっている。

特別会計においては、国民健康保険事業など5特別会計の合計で15億253万円、これに水道事業会計の1億9,999万円と一般会計を合わせた総合計は、前年度当初比8.8%増の56億2,674万円となっている。

一般会計の歳入における町税は、景気の低迷が続く中で町民税や固定資産税が減と見込まれ町税全体では、前年当初比2,808万円（4.1%）減の6億4,915万円、地方交付税は前年当初比1,888万円（1.0%）減の19億5,110万円となってい

る。

一般会計の歳出における人件費（給与・各種報酬等）については、職員の退職に伴うものが主な要因で前年当初比178万円（0.2%）減の8億346万円となっているが、再任用制度の導入や職員の交流・派遣などを踏まえた上で、これまでと同様に適正な定員管理に努められたい。一方、公債費は、7億2,426万円（前年当初比0.3%減）で、平成23年借入れの過疎債及び臨時財政対策債の元金償還の開始により元金は増となったが、平成元年借入れの義務教育債等の償還終了により支払利息が減となり、公債費総額では減少となっている。

審査過程において出された意見の中で、民有林の除間伐にかかる国の補助金制度において、希望者が多いなか大規模の面積の所有者が補助金を受けることで補助金の枠が狭まくなり、他の所有者が活用できない状況にあることや、この補助金を活用し森林整備を行う上で町内の民有林所有者も相当数いることから、事業の枠を拡大できるよう国への要望に努めていただきたい。

空き家対策については、これまでも所管事務調査で行ってきたが、活用できる空き家も多くあることから、その活用にあたって有効利用を考えた時、お試し住宅の利用などの検討も必要と考えるが、町外から入ってくる人達との移住交流対策として空き家を活用する方法も検討すべきと考える。

こもれび温泉の熱源については、平成21年からヒートポンプに変更しているが、電気料については、平成24年から平成25年で370万円増加しており、経過年数は短いものの環境省の補助も含めバイオマスボイラーへの転換についても検討することも必要と考える。

町内における認知症患者は今後も増加する傾向にあり、町内の認知症患者のほとんどが町外の施設に入所している状況となっている。認知症患者と家族が町内で安心して生活ができるためには、グループホームの設置が必要と考えるが、受け入れ規模によって運営上の問題などもあり、早急に検討することを望むものである。

平成27年度においても、厳しい行財政運営が余儀なくされるものと思われるが、予算執行にあたっては、計画された各種施策が効率的に実施されることはもとより、審査の過程で述べられた各委員からの質疑や意見・要望を参酌し、最大限の効果が上がるよう要望するものである。以上でございます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

只今、委員長から報告がありましたが、委員長報告は付託された27議案について、すべて原案のとおり可決であります。

これから起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第36号 知内町行政手続条例の一部を改正する条例について

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第36号、『知内町行政手続条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第36号、知内町行政手続条例の一部を改正する条例について。

知内町行政手続条例の一部を次のように改正する。

次のページであります。知内町行政手続条例の一部を改正する条例。

知内町行政手続条例（平成8年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料で行いますので、見だしナンバー1、総務企画課関係の11ページをお開きいただきたいと思います。

説明資料、総務企画課11ページです。今回の改正は、行政不服審査法関連3法の制定に伴うものでありますけれども、このうち条例改正に直接関わるのは、資料に記載の3つの法律のうち、3番目に記載しております平成27年4月1日施行の行政手続法の一部を改正する法律によるものでありますので、その内容について説明をさせていただきます。

この法律は、国民の権利、権益の保護を充実させるための手続を整備するもので、1つ目と致しまして、国民が法令違反を発見した場合、是正のための処分等を求めることができること。

2つ目と致しまして、行政指導が違法と思われる場合に、中止を求めることができるというものでございます。これに伴いまして、知内町行政手続条例の関係条文を整理するものであります。なお、この資料の13ページから16ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

議案の2ページをお開きいただきたいと思います。

附則と致しまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第37号 知内町学童保育条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第37号、『知内町学童保育条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第37号、知内町学童保育条例の一部を改正する条例について。

知内町学童保育条例の一部を次のように改正する。

この改正については、平成27年度より子ども子育て支援制度並びに児童福祉改正法に伴い、一部改正するものです。

次のページです。知内町学童保育条例の一部を改正する条例。

知内町学童保育条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条、「保育に欠ける者」を「保育を必要とする者」に改める。

第3条第1項中、「保育に欠ける学童」を「保育を必要とする学童」に改める。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上でございます。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第38号 北海道知内高等学校教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第38号、『北海道知内高等学校教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第38号、北海道知内高等学校教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

北海道知内高等学校教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。北海道知内高等学校教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

北海道知内高等学校教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例（昭和56年条例第3号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、教職員の退職手当算出基準の改正に伴いまして、関係条文を整理するものであります。

附則と致しまして、この条例は、交付の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、新旧対照表につきましては、総務企画課資料の18ページに掲載してございますので、ご参照をいただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第39号 知内町親水広場の設置及び管理に関する条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第39号、『知内町親水広場の設置及び管理に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第39号、知内町親水広場の設置及び管理に関する条例の制定について。

知内町親水広場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきまして、ご説明を申し上げます。

今般、整備致しました親水広場を活用して、地域住民に自然の豊かさや、歴史、文化などを再認識していただき、町外にもその魅力を発信し、交流人口の増加に繋げるため、知内町親水広場の管理等について定めるものであります。よろしくお願ひ致します。このあと、産業振興課長から説明を致します。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

次のページをお開きください。知内町親水広場の設置及び管理に関する条例ですが、この条例につきましては、第1条の目的から第7条の規則への委任までの構成となっております。

第1条は、目的であります。平成25年度から2か年で整備しました施設の設置目的と管理等について規定しております。

第2条は、名称と位置について規定しております。

第3条は、管理を町ですることについて規定しております。

第4条は、使用の制限を規定しております。

第5条は、使用料を無料とする規定であります。

第6条は、使用者の損害賠償について規定しております。

第7条は、規則への委任について規定しております。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行します。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

親水広場の関係なんですが、あそこには、魚道も設置されていますよね、ただ、そこに町外からもお客さんというか、利用者が来ますよという前提の中で、魚道と親水広場の線引きと言いますか、この辺はどんな考えを持っているんでしょうか。水の流れている部分と親水広場というのと、その辺の線引きがちょっとわからないんですけども。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。親水広場は、魚道も含めて親水広場という名称にしておりまして、駐車場、あと散策道、そして、魚道の前には柵を設置しまして、柵の中から魚道を見れるような施設になっておりますので、線引きと言いますか、一体となって親水広場という施設になっておりますので、線引きと言いますか、一体となって親水広場という位置付けということで、今回設置したものであります。ご理解いただきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

魚道も含めた中の親水広場という解釈をするということでもいいんですね。そうしますと、左岸側の魚道も含めてという解釈されるんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この事業については、ご存じの通り、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業を活用しておりまして、2か年で先ほど言ったとおり整備しましたけれども、その整備の事業の中身につきましては、今、言われる右岸側の魚道の整備とそして、今回、駐車場と散策道を含めた整備となっておりますので、今回の条例の設置の親水広場設置の管理に関しましては、右岸側の魚道と今、言った駐車場、散策道等の広場を親水広場というふうに制定しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

左岸側の魚道は別ですよと、これは町の管理にもなっているわけですね。右岸だけは、親水広場の中に含めたこの条例でクリアしますよと。6条に事故があった場合は、個人の責によれば、関係ないと言ったら失礼な言い方なんですけど、その辺の理解は、柵はやって

いても、ずっと入っていただけますよね、一般的には。私は主に水遊びが主たる利用になるのかなという、私なりの考えなんです、思いがあるんですが、その辺、左岸の魚道と右岸の魚道と公園的に設備されました親水広場と、私は一体的に考えなければならぬのかなと。それは責任の分担もございしますが、どうなんでしょう、その辺。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。柵、もちろん設けて、注意喚起看板も設けて、身を乗り出したらだめだとか、あと川の下に降りていくことについては、別段規定はしませんけれども、それは一般の河川の管理の中でということになると思いますので、公園の整備の中では、先ほど言ったとおり、高いところに柵を設けていますし、注意喚起看板もしておりますので、その辺はそういうに理解をしていただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

右岸側の魚道というのは、玉石を積み上げた魚道ですよ、相当、大水の中でも、1個か2個動いた経緯があります。この中で、子ども達が例えば、そこに入って遊ぶようなことがあったら、危険な状態もありますので、事故は、責に帰するということがありますから、問題はないんだと、問題はないといいますか、責任はないんだと思うのですが、ちょっとその辺、柵をどの程度にやるのか、まだ見ていませんが、その辺がもう少し条例といいますか、範囲を大きくするか、むしろ縮めちゃうか、どっちかと思うのですが、両方に魚道がありますよね、もう一回言いますが、こっちだけの魚道は、今の親水広場と同じ扱いをしますよと。そして、よその町からも利用者が来て然りですということですから、恐らく右岸の魚道の石を上がって行って、頭首工のていたいまで上っていくのかなという気がしています。これで全部クリアできるんですよということであれば結構なんです、その辺、もう一回だけ考え方。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、右岸、左岸の魚道の関係で、今もし事故があればということのご指摘だというふうに考えています。ですから、町が今、管理条例を持たせていただいたというのは、右岸側、今、課長からも説明がありましたけれども、積み石の魚道と広場というのが、町事業としてやらせていただきました。ですから、町事業としてやらせていただいたものについては、町の責任として今回条例を定めさせていただいたということでご理解をいただければと。既存の魚道は、北海道の事業主体でやられた魚道であって、管理は北海道が管理をしているということでもあります。それを今、委託を受けて、土地改良区さんが管理をしているということで、今そんなふうにご理解をいただければ、それ一体を今の町の責任とするのは、私の考え方としては、今回2か年で町事業としてやらせていただいたことについては、町の責任としてきちんと条例を制定して管理をすべきだということでご提案をさせていただいておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。ただ、今、9番議員さんがご指摘いただきました、万が一、子どもが集まった場合に、既存の要するに魚道の方に要するに足を踏み入れて、万が一の事故ということも当然、これは想定しておかなければならないというふうに思っていますけれども、その辺は今回の条例の趣旨について

は、そんな形で区分をさせていただければというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

今回、これはわかるんですけども、前も町長の方にも農村公園の部分でのクマの部分ですよ、現実問題、こういう自然の中の川の側ということで、こういうものを作ったんですけども、やはりそういうものに対する町の考え方は、どのようになっているのか。

それから、もう1つはですね、やはり不特定多数の方がこれを利用するとなれば、やはり川の側ということで、自然の部分があるものですから、やっぱり天候によってもいろいろな形でやっぱりこういうものに町としては責任を追わなければだめな部分があるものですから、この部分についての注意とか、退去命令だとか、そういういろいろな形のものどのように考えているのか。それから、もう1つはですね、やはりそういう方々が来る場合によってですね、やはりトイレの問題も当然、発生してくると思うので、その辺について町はどのような考え方でこれをやるのか、まず、あったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（森永 勉）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、注意看板設置、もう終わっていると思うんですけども、そちらの方につきまして、いろいろと川の増水時には気を付けてくださいとか、あとスズメバチ、クマなどに注意してください。あと、そのほかにクマについてはですね、目撃情報がありましたら、別途またクマの注意の看板を設置する予定になっております。それから、基本的には、キャンプだとかできないことも明記しておりますので、日帰りで川に親しむようなことで、家族だとかで来ていただくような広場ということで位置付けております。あと、トイレにつきましてですね、いろいろ検討したんですけども、ちょっと河川敷の中だということも1点ありますし、その辺につきましては、今回につきましては、トイレは設置しません。先ほど言ったとおり、駐車場と散策路、あとクマの通り道になっているという話もありますので、かなり木は伐採しまして、重要な木につきましては残しておりまして、木質チップをかなり敷いておりまして、現地見ていただくとかかなりよい状態になっているんですけども、見晴らしがいいので、クマもですね、なかなかその辺、うっそうと茂ってれば来るんですけども、広く見晴らしがいいとですね、来ないということもハンターさんから聞いておりますので、その辺、注意喚起は今までどおり農村公園と同じく、もし目撃情報がありましたら、喚起していただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

看板とかそういうものは中の方に立てるの、それとも、国道淵とかそういう目の付きやすいところに立てると理解していいんですか。どちらの方になるんですか。もう一度。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。国道沿いには、こちらに入っていくと、親水広場がありますよというまず、看板が1点。注意喚起の方につきましては、駐車場に1点、それから、魚道の先ほ

ど言いました柵のところにもう1点を設ける予定でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

ちょっと補足させてください。クマの心配、農村公園もしょっちゅうクマが出て、せっかくの公園が使われていない状況があるということで、これは以前から各議員さんからご指摘をいただいたところでもあります。それで、今、親水広場の関係も今、どういう形になるんだということでの心配での今、ご意見だというふうに考えていますけれども、実はですね、従来まで今、積み石で魚道を整備させていただきましたけれども、あそこにですね、既存の魚道を上がれないサクラマスとか、いろいろな魚がそこに群れをなしていると。それを要するに密猟者がとって、そして、自分の目的以外の魚をそこに捨てていくという今、状況がありました。それが捨てていっている魚を狙ってクマが出没しているという状況に今まであったんです。それで、要するに魚道を積み石をやったことによって、そこに魚が集まるんですけども、夜のうちにすべて上流に遡上していくという状況で、密猟者の今までの要するに密漁していたものが、要するに劇的に減らすことができるということでもあります。ですから、投げていく、その魚を狙ってクマが出没するということも、今、魚道を整備したことによって防げますし、それから、今、課長が言いました、柳が結構ありましてですね、それといろいろと雑草が生えていました。これを全部というか、何本か木は残してありますけれども、ほかのやつは全部、今、整理をさせていただきました。そして、今、課長から言いましたように、チップをずっと敷き詰めさせていただいて、すばらしい環境を整えさせていただいたというふうに思っています。ですから、クマはやっぱりそういうふうにきちんと整備されたところには出てこないということは、もうハンターさんの方からそういう情報もあります。そんなことで、整備をさせていただきましたので、クマの出没というのは、防げるのかなというふうに今、思っています。それと関連して、今、その状況で整備したことによって、クマの出没が防げるということであれば、農村公園の方も少しいらぬ木を切る、それから、雑草を切るということを手をかけることによって、クマの出没も防げるのであれば、そんな対応も今後していければなというふうに思っていますので、まずは今回、整備をさせていただいた状況が、どういうふうに変わっていくのか、それを見極めさせていただいて、農村公園の方もちょっと手をかけさせていただければというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第39号を採決致します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第40号 知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第40号、『知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第40号、知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について。

知内町公共下水道条例の一部を次のとおり改正する。

予算説明資料によりご説明致します。見だし4の1ページをお開きください。

これは、下水道法施行令の改正による条例改正でございます。

主に金属工場だとか、メッキ工場から排出されるカドミウムの排出基準が厳しくなったことにより、改正でございます。1L当たり今までが0.1mgだったものを今後、1L当たり0.03mgにするものでございます。なお、当町におきましては、該当施設はございません。

議案に戻っていただきます。附則と致しまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上でございます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第40号を採決致します。

本案に原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第41号 町道路線の認定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第41号、『町道路線の認定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第41号、町道路線の認定について。

道路法昭和27年法律第180号第8号の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記と致しまして、5路線の路線番号、路線名、起終点、延長、幅員が記載してございますが、予算説明資料によりご説明致します。

見だし4の3ページと4ページをご覧いただきたいと思います。これは、議案第42号と密接な関係がありますので、重なる説明がありますが、お許しいただきたいと思います。まず、3ページをご覧ください。路線番号45、はまなす線という町道がございます。このハマナス線は、ナンバー131、はまなす2号線、起点、元町42-2地番地先、道道小谷石線なのですが、ここを起点として、この緑色のハマナス2号線を経由して、終点、元町48の5番地先に行く鍵型の町道でございました。今回、議案42号の方で、将来の道路改良を視野に入れながら、直線的にですね、このはまなす線を終点変更しまして、元町42の84番地先に今回、議案42で提案させていただいております。それに伴いまして、今までのはまなす線に附属しておりましたナンバー131、はまなす2号線、この部分がはまなす線から分離されましたので、今回、まず、はまなす2号線を町道認定お願いするものでございます。

次に4ページをご覧ください。こちらに赤色と緑色、紫色、4路線の図が書いております。元々ここにつきましては、道路の計上をなされておりました、舗装と排水溝が整備されておりましたが、町道ではございませんでした。ただし、町道と同様な管理体制を取ってきたんですが、今回、このはまなす線の起終点を変更することによりまして、管理責任をはっきりさせるために、今回、この4路線を認定をお願いするものであります。以上、議案41号を説明させていただきました。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、森永君。

◎ 9番（森永 勉）

路線の関係に直接関係ないのですが、前の町営住宅の解体をした場所が結構あるのですが、面積的にどのくらいあるのかなというのは、ちょっとわかりませんが、集会所の駐車場というのはすごく狭いんですね。冬はほとんど団地の前に車を置くものですから、集会所に行くとき、我々、議会報告に行っても、商店の向かえまで行って駐車をするのですが、その中で、議会報告会の中でも出たんですが、この空き地を夏場、家庭菜園を作っている人もいます。それは決して悪いことではないのですが、それによって、やっぱり地域地域の中で、何かあるのかなという気がしています。そんな意見も出ていましたので、その辺の考え方、町有地を貸している、貸していないという中で、暗黙の了解でそういう形になっているのか、それが冬の場合なんか全部きれいにしていなかったからそういうことが出たのかなという気がしていますが、その辺、団地の解体の跡地、総体的に考えて、どういう形になっているか、お答え願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。はまなす団地の解体跡地の町有地の貸付けの関係ですけれども、一部、無断でいろいろ周辺住民の方、利用している実態があるということで、何年か前に一度、それぞれの利用者の方々にできれば撤去していただきたい。撤去でなければ、賃貸契約というお話もしたことがあるのですが、その際には、撤去いたしますよという言葉も聞いて、そのままにしていたのですが、実態としては、まだそのままになっているところも何か所かありますので、再度また利用者の方々と話をですね、賃貸契約をするものについては、賃貸契約をしていきたいなということで今、考えているところです。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第41号を採決致します。

本案に原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第42号 町道路線の変更について

### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第9、議案第42号、『町道路線の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

### ◎ 建設水道課長(佐々木孝幸)

議案第42号、町道路線の変更について。

道路法昭和27年法律第180号第10条の規定により、町道の路線を次のとおり変更する。

記と致しまして、路線番号45、はまなす線でございます。

予算説明資料により説明させていただきます。見だし4の3ページをお開きください。

路線番号45、はまなす線の終点を変更するものでございます。現在のはまなす線は、元町42の22を起点として、元町48-66を經由し、元町48-5を終点とする鍵型の形状になってございますが、将来、直線に改良することを視野に入れ、今回、終点を町道前浜涌元線の元町42-84地先に変更するものでございます。以上、よろしくお願い致します。

### ◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、吉田君。

### ◎ 8番(吉田峰一)

今のはまなす線、防風林があつて、途中で狭くなっていますよね。それは改良するということですか、いずれは。

### ◎ 議長(伊藤政博)

建設水道課長。

### ◎ 建設水道課長(佐々木孝幸)

町道を改良するときには、やはり幅員が変わるということは好ましくないので、改良する際には、この辺の幅員が狭くなったところについて、土地の処理等を行い、同じ幅員で改良することになると思います。ただし、いつ道路改良をするかということについては、現在、年次等の貼付はございません。以上でございます。

### ◎ 議長(伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第42号を採決致します。

本案に原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第43号 平成26年度知内町一般会計補正予算(第10号)について

### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第10、議案第43号、『平成26年度知内町一般会計補正予算(第10号)について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

### ◎ 町長(大野幸孝)

議案第43号、平成26年度知内町一般会計補正予算(第10号)についての提案理由の説明をさせていただきます。

この度、補正予算につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業で、地域消費喚起、生活支援型及び地方創生先行型の合わせて5事業に5,626万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を43億7,123万円とするものであります。なお、本事業は、いずれも繰越事業として実施を予定しているところであります。議案につきましては、総務企画課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

### ◎ 議長(伊藤政博)

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長(手塚恵一)

議案第43号、平成26年度知内町一般会計補正予算(第10号)について。

平成26年度知内町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,626万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,123万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加であります。繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費」補正による。

歳出より説明致しますので、8ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、7目計画調査費に455万7千円を追加し、471万2千円とするものです。内容は地方創生先行型事業と致しまして、12節役務費に広告料と

して40万9千円の追加。13節委託料に知内町版総合戦略策定基礎調査委託料として、414万8千円を追加するものであります。

次のページです。7款1項商工費、2目商工振興費に5,170万9千円を追加し、7,070万3千円とするものです。内容は11節需用費に地方創生先行型事業分として光熱水費75万円。12節役務費に同じく地方創生先行型事業分として通信費から手数料まで、合わせて54万9千円。13節委託料で、地域消費喚起生活支援型事業分として330万円。地方創生先行型事業分として合わせて711万8千円。14節使用料及び賃借料で、地方創生先行型事業分として、土地建物等の賃借料として496万7千円。15節工事請負費に創生先行型の事業として施設改修工事費分2,268万円。19節負担金補助及び交付金では、地域消費喚起生活支援型のプレミアム商品券発行事業助成として1,234万5千円をそれぞれ追加するものであります。なお、これらの事業の詳細につきまして、説明資料でご説明致しますので、そちらの方は政策室長の方より説明致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

#### ◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

それでは、追加で配布を致しました説明資料2ページをご覧いただきたいと思います。事業の内容につきましては、さっきの議員の協議会で概要をお伝えしているところですが、再度、概要についてご説明を申し上げます。

まず、知内町総合戦略策定の基礎調査ということなんですけれども、ご承知のようにまち・ひと・しごと総合戦略ということで、まず、雇用の場をつくる。そして、都市から地方への人の流れをつくる。そして、もう1つ、子育て、生み育てやすい地域社会をつくろうという大きな3点が目標となっています。それらを定めた知内町版としての総合戦略を定めるにあたって、基本的には、町が主体的に決めるものではあるんですけれども、こちらに事業の内訳として記載してありますように、町民意向の把握ですとか、総体的な監修ですとか、もうちょっと大きな視点でこの計画を監修していただくという視点でですね、委託料と致しまして384万円に消費税ということで、414万8千円。これを総務費に計上致したいというところでございます。

更に2点目のお試し暮らしの移住ということでですね、既に町が設置をしております小谷石の医師住宅、今年も利用は好調ということではあるんですけれども、先ほど来の昨日までの議論でもございました、移住受入れのための空き家の活用ですとか、いろいろ今後、展開なりが必要となっているんですけれども、まず、知内町に目を向けていただくということでですね、移住に関する全国雑誌にこのような事業をPRしていきたいということで、その掲載料でございます。それと、その掲載に合わせて、Yahoo!というサイトにその掲載の内容をリンクして、できるだけ多くの方々に知内町に目を向けていただくという対策として40万9千円の計上でございます。

更に3点目と致しまして、食のスポット運営による新たな雇用創出ということでございます。今、庁舎の近くの民間の倉庫が使われていない状況にあって、ロケーションも良いということでですね、せっかくの資産を町でお借りをしながら、町の特産品を食べていただく施設ということで、それらの運営の中で、新たな雇用の場を創出していきたいということの試験的な事業でございます。内容につきましては、事業の内訳に記載のとおりですね、土地と建物をお借りする賃借料と致しまして195万6千円。現実、今、倉庫なんですけれども、内側も外側もすべて木製のパネルですとか、木の板がそのまま張られていて、現状のままでは火を使った食を提供する施設として活用できないということがございま

す。消防法のこともございます。それらの最低限の改修をしなければいけないということで、そのための設計と致しまして242万2千円。工事費と致しまして2,268万円。更に営業するための冷蔵庫ですとか、いろいろな機器が必要となってくるとおられますので、それらのリース料と致しまして301万1千円。更にこの施設対外的にPRしていくための経費として30万円程度。更に施設の運営費と致しまして、光熱水費、通信費などで97万5千円。更に販売のための人件費。現在では常雇2名、プラスパートの方2名、計4名の雇用を想定致しまして469万6千円ということで、合計3,606万4千円ということで、これに国からの交付金3,111万5千円を充当し、残の950万6千円は一般財源で対応してまいりたいという内容でございます。

次の3ページ目の生活支援型につきましては、産業振興課長の方からご説明を申し上げます。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

#### ◎ 産業振興課長 (西野俊一)

続きまして、3ページの方、ご覧ください。私の方から地域消費喚起生活支援型の事業の方をご説明致します。3ページの2つの事業を大きく分けて実施します。

まず、1つ目は、消費喚起のプレミアム商品券の発行事業。そして、もう1つは、ふるさと名物商品サイト事業ということで、まず、プレミアム商品券の関係につきましては、前に23年とその前に2回やっておりますけれども、その反省を踏まえましてですね、商品券を発行することになります。それで、事業実施主体につきましては、今のところ商工会の方をお願いすることになっておりまして、助成の方法としましては、プレミアム率40%の商品券ということで、7千円分を5千円で買っていただくような事業と。あと、もう1つは、今回新たにふるさと名物の詰め合わせを購入できるプレミアム商品券ということで、こちらにつきましても40%で、1万4千円分を1万円で、7千円分を5千円で購入するようなセットをですね、商工会を中心にですけれども、町の方も積極的に関与して行ってですね、そういうセットを作りまして、それらをプレミアム商品券で買っていただくような事業内容になっております。助成対象範囲につきましては、商品券等につきましては、町内の商工会の加盟店等で使用可能というふうになっておりますけれども、これも前回につきましても住民の方々の使用勝手等を考えましてですね、Aコープ、あとは漁組についてもですね、理事会の方で承認をさせていただいて、こちらの方に参加していただいておりますので、今回につきましても、そのような形で、商工会の方に申し入れていく予定になっております。プレミアム分としまして、事業費の内訳ですけれども1,800万円、それから印刷費等事務費、商工会の方に一部委託をしますもので、それが154万5千円で、こちらの方につきましては、1,234万5千円を予定しております。それから、ふるさと名物商品サイト事業につきましては、インターネットを使いました専用サイトの方を構築しましてですね、そちらの方に上でやりましたふるさと名物の商品の詰め合わせのようなものをですね、何十点か用意しまして、それらをサイトの方にアップしまして買っていただくような事業になっておりまして、こちらにつきましても4割引で購入可能とするような事業を考えております。これらにつきましても、今、いろいろなサイトがありまして、大きなところだと大手もありますけれども、知内の事業者もアップしている方がいらっしゃるということですので、できれば、そちらの方とタイアップしてですね、やっぴいこうかなというふうには考えております。それで、事業費の内訳につきましては、216万円分を割引分としてこの事業で持つと。それから、サイトの運営経費としまして、

114万円を想定しておりまして、合計で330万円。総事業費と致しまして、1,564万5千円。このうち国の交付金が1,267万9千円。あと、プレミアム40のうち5%が道の方でいただけるということで、道補助金が1,135万円。差引きの一般財源としましては、161万6千円を今のところ予定しております。以上です。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

続きまして、歳入の説明をしたいと思っておりますので、4ページをお開きいただきたいと思っております。6款1項1目地方消費税交付金に531万9千円を追加し、5,731万9千円とするものです。本年度収入見込みの追加でございます。

次のページです。9款1項1目地方交付税に580万3千円を追加し、20億686万2千円とするものです。本年度収入見込みにより追加をするものです。

次に13款国庫支出金、2項国庫補助金、7目地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金に4,379万4千円を追加するものであります。内容は、地域消費喚起生活支援型交付金、同じく地方創生先行型交付金として、それぞれ追加をするものであります。

次のページです。14款道支出金、2項道補助金、7目商工費道補助金に135万円を追加し、152万2千円とするものです。内容は、地域消費喚起生活支援対策推進費補助金としての追加であります。

次に3ページをお開きいただきたいと思っております。第3表繰越明許費補正の追加であります。2款総務費、1項総務管理費、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業として455万7千円。7款1項商工費、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業地方創生先行型として3,606万4千円。地域消費喚起生活支援型として1,564万5千円。合わせまして5,626万6千円を次年度へ繰り越すものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

8ページの部分で、雑誌に掲載するというんですけれども、これは全国版なんですか、それとも、北海道なら北海道だけの限定版なのか、その辺どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

移住情報のPRということなんですけれども、全国雑誌でございます。特に東京圏、あと関西圏まで発行されている雑誌でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

プレミアム率40%ということで、町が35%、北海道が5%の率になっています。それで、今日、函館新聞で、20%というプレミアムでやるという報道が出ました。この説明資料を見れば、交付限度額ということで、知内町には1,267万9千円。多分、以前、協議会だろうと思うんですけれども、私、欠席していたんですけれども、その資料を見ますと、交付の考え方ということで、人口、財政力指数、消費水準等、寒冷地等条件あります。多分、函館市も交付上限があって、例えば、5千万円なら5千万円きて、それを20

%だとか、40%だとか、自由に扱えるということなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。議員さんがおっしゃるとおり、その自治体の方で、交付金がまずきまして、うちの方ですと、消費喚起の方は1,267万円ですけれども、その中でプレミアム率を決められるということですので、函館市は20%、言われたとおりですし、近隣町につきましても、20から多くて30くらいというふうに聞いておりまして、うちの方の40%につきましても、かなり高い率というふうになっております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

いつでしたか、前田一男さんの応援弁士で町長が講壇に立ったときに、大変、憤慨しているという、プレミアムに関してはですね、まさしくまたこれをやらなければならないのかなという事業だと思うんですけれども、また返すのももったいないだろうし、使わなきゃなという感じの国の支援だと思うんですけれども、ただ、内容を見ますと、消費喚起生活支援型ということで、メニューの例ということで、プレミアム商品券あるんですけれども、そのほかにふるさと名物ということで、今回あります。それで、もう1つ、低所得者向けと灯油等の購入助成だとか、これはあくまでも例なので、それ以外にも多々多々、国とのやり取りの中で、これは使えるか、あれは使えるかということで、多分、試行錯誤したんだと思いますけれども、これ以外の案というのは、考えられなかったんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今の地域消費喚起生活支援型の部分だったんですけれども、内部的にはいろいろと協議をしております。ただ、先ほど指摘の低所得者の方々の灯油の助成なんですけれども、これは既にですね、社会福祉協議会の事業と致しまして、町の予算で150万円ほどですね、灯油の購入券を助成しているということもございましたので、今回はプレミアム商品券にこのせっきくの交付金を活用しようということで整理がされたということでご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

確かに社協に支援しながら福祉灯油やっています。ただ、1年間暮らす分ありますかという世界なんですよ。当然ありませんよね。それで、例えば、1セット7千円分を5千円で購入するという、これを4,700セットですか、大変4,800人くらいの人口で、これだけのセット数をやるわけですから、当然、以前にも言いましたけれども、金のあるところに金が集まるような仕組みも十分、考えられるんですよ。それは、多分、そちらも想定済みだとは思いますが、いろいろな考え方、試行錯誤をして、これでもか、あれでもかと、結果、こうなったのであれば、理解はしますけれども、今、言うように、低所得者の灯油、まだまだやる気になれば、支援して構わないと思うんですよ。年間を考えれば。そういう意味で、やっぱり低所得者、議長の方からも総括の中で、高齢者福祉、ちょっと足りないんじゃないかというお話もありましたけれども、やはりもう少し高齢者

でも、弱者でも、そういう方々に配分率を高めるという工夫が必要になってくるのかなと思っただけです。先般、江差町では、住宅の改築ですか、それにプレミアムを付けたという報道記事もありましたけれども、例えば、この5千円を7千円のプレミアムを付けて、例えば、1万円のところを1万4千円のプレミアムが付くということで、2セット買えばですね、例えば、1万円で4千円じゃなくて、例えば、1万円のところを1万3千円にして、残りの1千円を商工会主体だろうから、例えば、子ども達のために使ってくださいとか、あとは高齢者のために使ってくださいとか、そういう基金を作って、自主的に買う側が1万4千円の券ではなくて、1万3千円の券を使って、その1千円分は商工会に寄附しますよという手法等も自分なりにちょっと政策のことはわかりませんので、使えるか、使えないかわかりませんが、そうすることによって、例えば、積み上げたものを例えば、小・中・校の入学のときの支援に使うだとか、小学校で行けば、ランドセルを商工会がそこに寄附するだとか、高齢者に先ほどいう福祉灯油だとか、またはいろいろな支援が可能になってくるんだろうと思うんです。そういう手法というのは取られませんか。無理ですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、1番議員さんがおっしゃったような基金事業がすぐできるかどうかわかりませんが、商工会の方に先ほど言いましたように、これから町の方でお願いに上がりますけれども、その中では、従前のプレミアムを発行してですね、日用品を買うだとか、ガソリンに充てるだとかというふうになると、国の消費喚起等にですね、ちょっと結び付かない部分もありますので、その辺、工夫をですね、商工会さんの方でお願いをするとともにですね、町の方も積極的に関与してですね、いろいろな商工会独自のプレミアムというんですか、例えば、行ったことのない飲食店に行けるような、例えば、企画を組むだとか、そういうものをいろいろお願いすることになっておりますので、そちらの方でいろいろと町独自というか、商工会独自のですね、プレミアムを付けていただくようには申し入れる予定にはなっております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

しつこいようですけれども、今、これを可決しなければならぬような上程になっているわけですから、ここで否決してしまえば、それ自体が終わりなんです。自分だけだろうと思うんですけれども。今のままで果たして、本当に良いのかという危惧です。ただ、じゃあ、否決して、これをどうするのよという話になれば、それは町民の損得勘定からいけば、町民の不利益になるんだろうと思うんです。ただ、行政と議会がもう少し時間をかけて、それらの工夫をする場を持たなかったのか、ただ説明して、あとは議会の中で議論してくださいということだったのか、自分はそのときの雰囲気はわかりませんが、ちょっとその時間が、間の時間がもったいなかったなと自分も反省しているんですけれども、大変もったいなかったなという気がします。これについては、他の議員からいろいろあると思うので、これで一応、締めます。

それで、もう1つなんですけれども、特産品スポットを開設ということで、民間の施設を借りる。これは、一般質問でもやらせていただきましたけれども、確かにすぐこの目の前にあるわけですから、環境としては申し分ないですし、以前、早くから3番議員からは

あそこでカキニラどうなんだという話もありましたし、大変、使えば有効な施設というのは理解します。まして、いろいろな仕掛けも知内町の中心部にありますので、いろいろな仕掛けも工夫もできるだろうということには大変、理解もしますし、使うべきだろうなと思うんですけども、ただ、今、一般質問でも言いましたように、道の駅の改修あります。それで2階部分、以前、食堂に使っていた部分を何も厨房等の改修もしないでそのままにしておいて、要するにあそこで新幹線を見る1つのスポットとして活用したい。そして、上にも自販機があるんでしょうけれども、下から買ったものを上に持ち込んで、ある程度、軽食をしながら、そこで楽しんでもらうということなんですけれども、その道の駅の調査報告でもありましたように、コンビニ施設機能等の要するに付属ですか、そういうものをもう少しあってもいいんだろう、まして、湯ノ里地区で1店閉鎖してゼロになってしまったという経過もありますし、湯ノ里地区の町民の地域の方の利便性も考慮すれば、道の駅というのは使えるわけですよ、地元の人方。そういう意味で、これをそっくりそこに持っていけば、そこに要するに雇用が生まれるということで管理もできるわけですよ。ですから、何とかそういうせつかくの助成なので、有効に活用する、まして、せつかく今やろうという、手掛けようというところが途中半端にならないためにも、確かにこっちと湯ノ里を比べれば不利益です。湯ノ里の方が。経営者とすればですね。けども、行政の仕掛けとしてやるのであれば、道の駅で試験操業してもいいんだろうなと思います。それで、なぜかと言うと、今ここにこの財源を活用してやったとしても、備品レンタル、冷蔵庫で300万円、これ5か月分だそうです。そして、借上料約200万円、光熱人件費約600万円ですか、1,100万円、5か月の単純計算でも1,100万円、毎年、今度出てくるんでしょう、これ。支援するんでしょう。そういうことになれば、やはりもう少し考えて、まして、支援するということになれば、赤字出ないですよ。仕入れた原料を無駄にしなければ、それを要するに効率よく仕入れたものを販売していけば、絶対利益は出るんですよ。それ以外のものは、町で支援をしてくれるということなんですから、そんな楽な経営というのはないだろうし、まして、お客さん来なければ出ないわけですから、何も食材もストックする必要もないだろうし、ある程度、予約なのか、毎日営業なのかわかりませんが、これからの議論になるだろうと思いますけれども、ただ、そうした行政が入ることによって、甘えが出るというのは間違いがないわけですよ。小さく生んで大きく育てるという意味でも、確かに本当に経営者とすれば、場所的にはそこが良いのはわかります。けれども、湯ノ里開発ある以上は、やはり湯ノ里に持って行って、そこを有効利用して、まず、試験をしてみるというのも1つの方法だろうし、まして、地域の振興のためにもコンビニ機能をもっと充実させて、更に地域の人達がそこに野菜なり、今、道の駅に集まるシステムになっていますので、そういうのが集まれば、1つの商店になるわけですよ。そういうのを是非、やるべきだなと思うんです。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

私の方から前段ですね、今回の地方創生型の交付金の使途と言いますか、制度内容について、若干説明を申し上げたいと思います。こちらに記載のとおり、3,111万5千円ということなんですけれども、この交付金ですね、実は基本的にソフト事業に対する交付金でございます。ハード事業は基本的には対象とはできませんよということだったんですが、今回、町のいろいろなせつかくある特産品を使って、食を提供しながら、そのための雇用を生みたいという最終的な目標を設定を致しまして、そのために必要最小限のハード

事業であればということで、国の内閣府と何度か事業内容についてやり取りをしているんですけれども、そういうことであればということで、ご了承をいただいているということでございまして、例えば、これを今のご指摘の道の駅の改修費にそのままこの3千万円を持って行くということは制度上は難しいということでご理解をいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

確かに制度的には難しいということでしょうけれども、やっぱり制度は引っ張ってくるんでしょう。要するに矢越山荘もそうでしたけれども、やはりそういう案件を出しておいて、どういう方法でくるのかわかりませんが、こういう制度の予算があります、以前、知内町からこういう要請がありました、どうですかという話もきっとあるんだろうと思うんですよね。ということになれば、その制度を要するに申請しておけば、以前からあるわけですから、その申請をしておけば、そこに予算の落ちる、いずれ可能性もあるわけですし、今この制度がぼんと出たから、ここを活用してやりましょうという、自分はそういう判断しているんですよね。全然、以前からですよ、ここを活用してやりたいという町の方向性ありましたか。一言もなかったじゃないですか。そういう意味で、こういう制度があったから、要するにここを活用してやりましょうだったんだろうと思うんですよね。ただ、いずれにせよ、それも運の1つですから、こういう制度を活用してやるというのは、間違いなく自分も賛成です。ただ、湯ノ里に制度を持っていけないということであれば、ちょっと残念ですけども、ただ、準備不足というのは、やはりもう少し考えた構想の中で、やっぱりやっていけば使える制度だったんだろうし、まして、これからも名乗りを上げれば、来年でもそういう制度が活用できるかも知れませんし、今、予算が付いた、何かプレッシャーです。予算が付いた、それを使わなければ返すというのは、ちょっとしゃくな気がするんですけども、これ以上言っても無駄だろうと思いますのでやめます。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、1 番議員さんのご指摘ですけども、補助金が今、出てきたからやるんだろうという今、言い方をされていますけれども、決してそんなことはありません。私は何回か交流拠点施設、町長、1 番議員さんからも計画を見直す、要するに取り消す考え方はなしという話を聞いて、私は知内町の将来を考えた場合に、それから、新幹線開業を考えた場合に、食をテーマとしたまちづくりの中での交流拠点施設は、必要であるということを示し上げていました。その中で、何としても5億5千万円の要するに施設を建てなければならないという考え方も持っていませんということは、一般質問のときに言わせていただいています。それで、有効な既存の施設があった場合については、それは使わせていただくということもこれは私はきちんと答弁させていただいております。その中で、今そこに手をかけるとしたとしても、相当の要するに町の負担が出てくるということでもあります。これは、制度をうまく活用して、5億5千万円の事業を立てて、補助金をくっつけて、一般財源の持ち出しを如何におさえるか、それと、要するに今、新しい既存の施設を使って、すべて補助なしで税をつぎ込むか、これは要するに私の判断になります。財政負担を考えた場合に、ですから、5億5千万円の施設を建てたとしても、2分の1の林業過疎化の補助金をもらいます、それから、地域活性化の道からの補助金をもらいます、そして、過疎を要するに充当させていただいたら、基本的には、1 2年間の償還で1年、2年目は、94万。

それから、9年間の分については、1, 100万円の住民負担で建てますよということも、これは議員の皆様方にお知らせしております。その中で、今4千万円、5千万円かけて、既存の施設を作るのか、5億5千万円の施設を新しく建てるのかというのは、これは私の要するに行政運営の中での判断ということで、私はそういう施設というのは、私は将来の要するに知内町を考えた場合に必要だということは、ずっと言い続けてきております。その中で、今回、国が今、少子化なり、それから地域の経済の衰退なりで、今、地方創生という1つの戦略として、安倍首相が打ち出していて、その中で、今プレミアムとそれから、地域の先行型というか、そういうものでの制度資金が活用できるということになったものですから、そうすると、それを活用させていただいて、まず、その事業をやらせていただいて、その状況を見極めさせてもらえる1つの考え方なのかなということで、今回、提案をさせていただいているということでもあります。それで、カキ小屋を何とかやりたいんだという住民の人方の意見はありますし、それから、1番議員さんは、今、観光協会の役員でもありますけれども、観光協会の方としても、何とかそれをやりたいということでの提案をいただいているところでもあります。その中で、どこを提供するの、どこをやるかという形になった場合に、たまたまそういう今、既存の施設がありまして、以前からここを活用した経過もありますものですから、私はそこを貸していただいて、使わせていただければ、1つの町の戦略としてそこでやってみる価値があるのではないですかという考え方で、今回、提案をさせていただきました。それと、道の駅、そこに今のものを持って行ったらというご意見でありますけれども、確かにそういう考え方あります。2階部分、食堂が使われていないということもあります。ただ、今回の基本計画の中で、要するに2階部分を少し手をかけさせていただくことによって、要するに2階から新幹線が通る景色、眺望というのは、全国でこの場所ですよ、そして、できれば、そこで簡単な食事を取りながら、新幹線を見られる、そういう機能を持たせた施設改修がどうなんですかということと、それから、きっと家族でそこにくるんだろうと。子ども達、新幹線というのは、すごく興味を持っていますから、その子ども達を何とか2階の部分に遊び場的なものも作れば、家族で1日楽しめるんじゃないですかということでもありますので、そういう提案をいただいたものですから、厨房施設は、そのまま残すということに今、考えております。ですから、状況を見極めながら、残すことによって、そこでまた新たに商工会の会員の皆様方が来ていただいた人をターゲットにして商売をやろうというふうになってもらえればという期待感もあります。それと今、今回、基本計画を作成していただいた中で、湯ノ里町内会の皆様方がすごく道の駅を活用されているということが新たにというか、そういう今、提案もアンケートの中で提案をしていただきましたものですから、残念ながら湯ノ里小売店がなくなってしまいました。その機能も含めながら、1階、2階分を改修をさせていただければという考え方で、今回6月に改修費を提案させていただければという考え方でおります。ですから、その道の駅の活性というか、利活用については、6月の定例会、再度、議員の皆様方と要するに議論をさせていただいて、今回の基本計画をもとに町は提案をさせていただければというふうに思っていますので、これは機会を設けさせていただいて、きちんと議論をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。それから、プレミアム商品券、今1番議員さんがご指摘いただきました。もう少し時間をと。たまたま1番議員さん、体調を崩されて議員協議会に出ておりませんでしたので、私の考え方をそこではお知らせしております。これは基本的にはですね、従来の消費を商品券に変えたとしても、地域の要するに商工業というのは、経済波及効果というのはないんです。この目的は、これを要するに発行することによって、新たに特需

で地域の皆様方というか、商工会なりが要するに活性化する、それが第1目標であります。ですから、通常買っている商品をプレミアム商品に変えたとしたって、これは町民の皆様方がそれは現金を4割のプレミアム率で購入できますからいいんですけども、地域の活性化を考えたら、それはならない。ですから、今、商工会に言っているのは、今1番議員さんが指摘していただいたもの、当たり前で日用品を買うだけではなくて、もっともって使い勝手のあるプレミアム商品券のメニューを作ってくださいませんかということをおっしゃっていただいています。ただ、それは、行政だけではなくて、商工会の会員として、7月から今はじまりますから、その期間中に割引セールをやっていただけませんか、それが要するにそれを買うことによって、今まで3千円の要するに料金でやっていたものが2,500円でやっていただけるということであれば、それは購入してということにきつくなっていくんだろうというふうに思っていますので、それで私はプレミアム商品券というのは、がっかりしましたというのは、そういうことを思っていたものですから、それで今回、前回の協議会でもおっしゃっていただきましたけれども、担当からプレミアム商品券を、町長と。私はやらないと。でも、やらなければ、町長これ返さなければいけないですよ。そうしたら、うちの今の2回の経験をきちんと検証した中で、どういう形でプレミアム商品券の発行事業をやればいいのかということをお聞きしたい、知恵を出せということで、1回返して、出てきたのが3通りであります。1点目が今7千円のやつを5千円でやる。ただ、これ4千幾らと書いてありますけれども、これはですね、果たして4,700セット売れるかというのは、私はその事業メニューだと思っています。ですから、それは余ったからとしてそこで終わるのではなくて、それを今度、特産品を買っていただく。要するに今スリーエスが販売している釜飯もあるだろうし、それから、今、畑作振興会、おそばを使った知内町のものもあり、そういうものをですね、せっかくなのでいい特産品があるものですから、そこを振り向けたっていいんだろうという考え方で、あまりセット数に限定をするのではなくて、もう少し臨機応変に町民の皆様方が使っていただき、そして、喚起する方法を今、考えようということにしています。いずれにしても、今、課長から言いましたように、これから商工会との詰めであります。今1番議員さんから貴重な意見をいただきましたので、住宅改修だって使える、これだって地元の業者さんがいる話ですから、もっともって使える範囲を如何に商工会として広められるかだというふうに思っています。ただ、今の状況からいってなかなか町が想定するメニューが出てくるかどうかというのは、いささかちょっと疑問を持っていることから、町が少しそこに関わりを持とう、それから、特産品のセットも町がきちんとそこに関わりを持ちながら、喜んでいただける、そういう特産品の購入というか、メニューづくりをしませんかということをお話しさせていただいていますので、今1番議員さんがご指摘いただいたものについては、十分、理解をさせていただいて、これから対応をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

今1番議員さんの話を聞いていて、ようやく私が以前からお願いしている気持ちがわかってきたかなど。いろいろな事業を提案する前に、以前から町長にお願いしているのは、議会は議会なりの協議する時間を少し欲しいということを常にお願いをしていたんですよ。ようやく議員の方々もそういうふうに分かってきた。非常に無駄なことではなかった

なということで、自分自身を今、歓喜していたところ。そこで、今プレミアム商品券、それからさらにはあそこの既存の施設を作ってやるというのは、3月3日に説明になったんですね。3月3日に議会の方もこれを受けたときに、改めて協議会を設けるべきだったんだろうとは思いますが、ただ、やはりこういう書面ですばっと出てきたらもう役員の人達というのは、直すことを知らないので、1回自分たちが作ったらこれでなんとかた通してしまおうというのが、役員の人達の性格なんだ。我々が言うのは、こういうふうになる前に、今こういう計画があるんだけど、ちょっと意見を聞かせてほしいというような、こういう時間をくれということを行っているわけであって、それと、以前に町長が助役時代ですよ、副町長の前の時代。あそこであの施設を利用しないかということで、2回くらい話したことがありますよね。そのとき、町長が言った言葉わかります。固有名詞は言いません。どこどこさんのところなんだよねと、それで2回とも終わっているんですよ。私はあそこでやることについてどうのこうの言うわけではないですよ。もう少し早くやれば、まだまだ施設の活用というのができたなど。今回は逆に国のいろいろな制度に乗っかって、あそこを利用してやるということについては、大賛成だし、協力もしたい。ただ、あその土地は、今、借りようとしている土地は、そんなに面積ないですよ。約1町ほどでしょう。けども、すぐ隣にあと2箇所の所有者がいるということなんです。人が混んでくれば、その次の隣の所有者のところ、また次の所有者のところへ行くから、この人達との話合いもきちんとかやっぴりなされるべきだと。これがまず、あそこを開発する大きな仕事だと思いますよ。それから、道の駅の方まで話をしているんですかね、議長。

◎ 議長（伊藤政博）

内容によりますけれども、先ほど1番議員も関連して話していますので、特に許します。

◎ 3番（松井盛泰）

道の駅の関係ですけれども、前もって話をいただければですね、今1階、2階を改修して、2階を新幹線の展望施設にしたいということを行っているけれども、私はもしはじめから出てくるのであれば、屋上を開放すべきですよ。展望にするのであれば、2階よりも屋上を。雨降ったら2階から展望をやる。やっぱり興味がある人達は、屋上で見るのが1番なんですよ。こういうことを逆に私は提案したかった。けども、既に1階、2階の予算を組んでしまっている。非常に残念だなと思っています。更にもう1つは、道の駅にコンビニという話が出ていました。コンビニを経営するのに最低売上げどのくらいあれば必要かということ、室長わかります。もう少し勉強した方がいいですよ。あそこ1日25万円の売上げあります。絶対ないです。もしコンビニやるとすれば、名前言って悪いですが、サックスだとか、セラーズだとか、そういうところだったら契約をするかも知れないけれども、あとほかのところは最低でも35万円以下だったら、まず契約をしないと思います。コンビニというのは、個人経営という考え方もしれないけれども、コンビニ経営というのは、本部あつてのコンビニですから。本部から商品がきて、本部の請負みたいなものなんだ。だから、そういうことをもう少し勉強をして、コンビニのことを検討した方がいいと思います。それと、更に町長、さっきいろいろとプレミアム商品券の話もちょっとしていましたが、私はプレミアム商品券そのものはいいと思いますよ。ただ、これにA・B・Cのコースを作るときも、やはり我々の意見も少し聞いてほしかったなど。これをやることによって、約3,800万円の消費喚起ができるんでしょう。今その目的でもこれをやるをやるわけですから、そういうことをもう少し議会の話も聞いていただきたいとお願いをして、答弁があれば、答弁をしてほしい。

◎ 議長（伊藤政博）

今、3番議員から議会でもっと事前に協議すべきであったのではないかという内容でありますけれども、確か日にちは3月3日でしたけれども、説明があった段階で、今の内容と同じ説明があって、皆さんとそこで質疑をしたわけですが、その段階では、ほとんどこの内容でいいというようなニュアンスの私は印象を受けていますので、それ以後のことについては、特段、協議会を開きませんでした。それから、道の駅の件については、この間、説明がありましたけれども、これについても6月提案ということで、町の方から提案されていますので、その段階でも申し上げましたけれども、事前に全体の協議会を開いてですね、協議したいという旨を申し上げておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。そういうことで取り進めておりますので。

そして、今、3番議員さんのは、町に対する質疑ですか。それでは、町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

まずですね、本題に入る前に私がいつかの時点で、どこどこの企業であるからという、今、3番議員さんからの発言がありますけれども、それはですね、撤回をしていただきたいと思っております。これは町民全体の中に、ネットで流れているんですよ、私がどの場面でそれを言っているのか、その証拠を見せてください。そんな私を傷つけるようなことはやめてください。それはきちんといつなのか、それはきちんと示してください。それでなければ、私はこの問題については、説明する考え方はない。以上。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長 (小田島伸二)

只今の敷地の件について、ご説明を申し上げます。現在、お借りしようとしております土地の面積は、3,300㎡でございます。建物敷地も込みでなんですけれども、先日の3月3日の協議会のときにもご説明申し上げましたけれども、中に6mほどの幅の通用の道路を設けたとしても、約80台程度の車の駐車場は十分面積として可能ということでご説明しております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副町長 (網野 真)

先ほど3番議員さんのご質問でありますけれども、まず、道の駅の活用に関してですけれども、コンビニというお話ですけれども、私どもの方で、コンビニということでは実は考えてございません。それで、コンビニということになりますと、フランチャイズに加盟して、フランチャイズに対する云々ということももちろんあるわけですが、ただ、この報告書の中でも言われているのは、地元の方々が商店もなくなったと。小売店もなくなったということで、例えば、生鮮品ですとか、そういうようなものを購入するのに道の駅で販売しているものも購入して、道の駅をそういう活用の仕方もしているということでもありますから、当然、今、改修するにあたって、売場面積をどう確保するかということもありますけれども、それらの品ぞろえ等については、今、物産館を運営している業者と事業者と詰めていかなければならないだろうというふうに考えているところであります。道の駅にコンビニにするということでは、今現在、直ちに考えているものではないということで、ご了解をいただきたいと思っております。

それから、もう1点、屋上部分を活用ということ。実はこの報告書、つぶさにご覧にな

っていただければわかると思うんですけども、先立て、3日のときも実は室長の方から説明してございますけれども、とりあえず、今回の改修については、あまり事業費をかけない形で、第一次的な改修、そういう中で、2次、3次ということを考えて、実はこの報告書の中で、屋上部分も活用してということは、当然、案としては出てございます。ただ、屋上部分ということになりますと、外階段を付けて云々ということで、その施設整備をするとなると、更に多額の事業費が必要になるということで、とりあえず、今回については、直ちにそこまではということで、見送りをしたいという考えでございます。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

5番、敦澤君。

◎ 5 番 (敦澤良子)

私は反対意見を申したいと思います。昨日も申し上げました。町長の熱い、お客さんを呼ぶ、鉄道マニアの方々のそういうことも考えながらで、大変、テレビ等を見れば、盛大にやっていますのでわかります。そういうふうなことではいいわけなんですね。そして、新幹線の開業に向けての特産品のカキだとか、ニラだとか、そういう食のスポット拡大には賛成します。また、雇用につながるということで、大いにまた賛成をしたいとこのように思います。また、プレミアム商品券についても賛成なのですが、実はですね、今、道の駅の周辺の話がありました。昨日も私、申し上げましたけれども、あっちこっちまちま作るよりも、逆にせっきくの補助金をもらうのであれば、道の駅の方にやって、きちんと大きい良いものを作るべきではないかと。こちらの施設のものを向こうの方に振り分けたってかまわないのではないかなと。ところが先ほど、制度上使えないような話も伺いましたが、納得できません。そういうことでは、今回、予算の議案は一括でありますので、私はこの10号については、反対を致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに討論ありませんか。

6番、五十嵐君。

◎ 6 番 (五十嵐捷爾)

賛成の意見であります。まずですね、地域活性化のタイプと道の駅は、混ざることもありますけれども、タイプが違うと思います。ですから、道の駅は道の駅。活性化センターは活性化センターでやった方がいいと思います。それで賛成します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

( 起立多数 )

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

● 委員会報告第2号 知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、発委第2号、『知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、発委第2号、知内町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

知内町議会委員会条例の一部を次のとおり改正する。

平成27年3月12日提出。提出者、知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。

次のページをお開きください。知内町議会委員会条例の一部を改正する条例。

知内町議会委員会条例（昭和63年条例第13号）の一部を次のとおり改正する。

第19条中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

本条例の一部を改正する提案理由について、ご説明致します。本条例の一部改正は、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長をおくこととなること）を内容とする。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と合わせ、地方自治法第121条（町及び委員長等の出席義務が改正されたことから当該条例）の一部を改正するものです。詳しくは、議会議案説明資料知内町議会委員会条例新旧対照表の1ページをお目通し願いたいと思います。

附則として、第1号、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2号は、経過措置です。第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合において、この条例による改正後の第19条の規定に適用せず、この条例に改正前の第19条の規定は、なお、その効力を有する。

以上、発委第2号、知内町議会委員会条例の一部を改正の提案理由をご説明申し上げ、議員各位のご賛同を願うものです。以上説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第1号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、意見書案第1号、『憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、五十嵐捷爾君。

◎ 6 番（五十嵐捷爾）

意見書案第1号、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して上記意見書を提出するものとする。

平成27年3月12日提出。提出議員、賛成議員、記載のとおりです。お目通しください。

憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書。

歴代内閣は、一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしてきた。しかし、安倍内閣は昨年7月、半数以上の国民が反対する中、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定を行った。集団的自衛権行使に対して各地域で反対の議会決議を採択するなど、自治体が政府批判の決議を上げる異常な事態となっている。

安全保障の根幹に関わる基本方針を一内閣の一存で転換を図ることは、それまで国会で積み上げてきた論議を否定し、明らかに国民不在の政治であって、立憲主義に反する。このことは最高法規である日本国憲法の権威や信頼性を失墜させるもので、法治国家の存続さえも危ぶまれるもので、決して看過することはできない。

安倍政権は、「閣議決定」をもとに、今次通常国会で集団的自衛権行使容認に向けて、自衛隊法や武力攻撃事態法の「改正」など、安全保障制度の整備を進めようとしている。こうした民主主義を揺るがす憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求めるとともに、歴代内閣の見解を堅持し、「閣議決定」を根拠とした関連法の「改正」を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日提出。北海道十勝郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。以上です。よろしくご審議お願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## ● 意見書案第2号 農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書の提出について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、意見書案第2号、『農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

### ◎ 7番（谷口康之）

意見書案第2号、農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して上記意見書を提出するものとする。

平成27年3月12日提出。提出議員は、谷口康之。賛成議員は、吉田峰一議員、木村一議員、松井盛泰議員、泉政栄議員、敦澤良子議員、五十嵐捷爾議員の方々であります。

農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書。

政府は、成長戦略の一つに「農業委員会等の一体的改革」を掲げ、本年6月24日には、農業委員会等の見直しなどを盛り込んだ「規制改革実施計画」を閣議決定したほか、農林水産業・地域の活力創造本部が決定した「地域の活力創造プラン」の改訂版に農業委員会等の改革を盛り込むなどその方向性を示している。

今回の農業委員会の見直しは、農業者、担い手から見て、農業委員会が良くなり、地域の農地利用の最適化を進めることを目的に検討が進められてきたところであるが、大規模かつ専門性の高い農業を展開してきている北海道においては、担い手への農地集積率は、80%を超え、耕作放棄地の占める割合も、1.6%と非常に低い水準にあるなど、全国的に誇れる成果を実現してきたところである。

今後も北海道の農業が我が国の食料安定供給に重要な役割を果たしていくためには、地域の実情に合った農業政策が必要であり、農業委員会等の見直しの検討に当たっては、当事者である農業委員会や農業者など、関係者の意見を広く聞き、地域の実情を十分把握した上で、慎重な議論を尽くすことが求められる。

よって、国においては、農業委員会制度・組織のあり方を見直すに当たり、次の事項に十分留意し、慎重かつ丁寧な検討を行うよう強く求める。

記、1、農業委員の選出については、農業者から選ばれた代表としてその信任を得ている農業委員の実情を踏まえ、地域や農業者の声を十分に反映できる公選制を堅持すること。

2、農業委員の定数については、一律に削減するのではなく、少人数の農業委員会が存在する実態を踏まえ、定数基準については柔軟性を持たせること。また、農地利用最適化推進委員については、地域の実情に応じて必要数を定めることができることとするなど、弾力的な適用が可能となる仕組みとすること。

3、現行の「農業委員会等に関する法律」で定められた「意見の公表、建議。諮問答申」は、農業者の代表である農業委員会組織の意見等を行政庁の農業施策に反映させる重要な機能であることから引き続き維持すること。

4、都道府県・全国段階の組織については、農業委員会の業務の効率化や一層の質の向上、法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援、農業・農村の発展のための行政

庁への建議等を行う農業委員会のネットワーク組織として、法律に基づくものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、規制改革担当大臣であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第3号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第14、意見書案第3号、『ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7番（谷口康之）

意見書案第3号、ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して上記意見書を提出するものとする。

平成27年3月12日提出。提出議員並びに賛成議員は、先ほどと同じですので省略をさせていただきます。

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書。

現在、ドクターヘリは、全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げている。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。

加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平

成25年度には20,000件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするよう更なる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターヘリは必要不可欠であり、事業を安全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められる。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがある。

よって、国においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記、1. 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。

2. ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士をはじめとするドクターヘリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣であります。以上です。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第4号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第15、意見書案第4号、『農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

#### ◎ 7番（谷口康之）

意見書案第4号、農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して上記意見書を提出するものとする。

平成27年3月12日提出。提出議員並びに賛成議員は、先ほどと同じですので省略を

させていただきます。

農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書。

農業農村整備事業は、「食料・農業・農村基本法」に位置付けられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点から欠くことのできない事業です。

しかしながら、平成22年度以降、農業農村整備事業については大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど現場のニーズに十分に答えられていない実態がありました。

平成24年度から現政権下のもと、予算規模は回復をしてきているものの、いまだ平成21年度以前の水準には戻っていない状況であることから、政府においては、農業農村整備事業の重要性を評価し、下記事項について最大限配慮するよう強く要望致します。

記、1. これまでに計画的に進められてきた実施中の事業や実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう措置を講ずること。

2. 今後、これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な補修や更新による施設の長寿命化が円滑に進められるよう事業予算を確保すること。

3. 土地改良事業や農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進、及び農村集落が持っている共同体機能を生かした農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するためにも必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。以上であります。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第5号 農協系統組織の自己改革を十分尊重すること等を求める意見書の提出 について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、意見書案第5号、『農協系統組織の自己改革を十分尊重すること等を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

## ◎ 7 番 (谷口康之)

意見書案第5号、農協系統組織の自己改革を十分尊重すること等を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して上記意見書を提出するものとする。

平成27年3月12日提出。提出議員並びに賛成議員は、先ほどと同じですので省略をさせていただきます。

農協系統組織の自己改革を十分尊重すること等を求める意見書。

国は、農業の成長産業化に向けた農協に関する改革を推進するため、本年6月、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂するとともに、「規制改革実施計画」を閣議決定し、次期通常国会への関連法案の提出に向け、制度の検討を行っている。

これまで、北海道の農協系統組織は、国が進める農業政策を率先して受け入れ、安全・安心な農産物の安定的な生産や、コスト低減に懸命に努力し、全国の消費者の求める価格での農産物の提供、さらには、担い手育成などの取り組みを通じて、日本の食料基地として北海道農業の振興に大きく寄与するとともに、金融や共済、生活物資の供給、医療などのサービス提供により、農業者のみならず、その地域に暮らす住民の生活基盤そのものを支える機能を担ってきたところであり、JAグループ北海道は、さらにその機能を高めるため、本年11月、組織・事業のあり方の見直しを行う「JAグループ北海道改革プラン（実行計画指針）」を取りまとめ、「組合員の所得向上」と「農村地域の活性化」による「持続可能な北海道農業」と「豊かな地域社会」の実現を目指し、自己改革に取り組むこととしたところである。

こうした中、規制改革会議は、本年11月、全国農業協同組合中央会の自己改革案を受け、「農業協同組合の見直しに関する意見」を政府に提出したところであるが、このような規制改革をめぐる国の一連の動きについては、生産現場などから、農協系統組織が農業者で組織する民間団体であり、自らの意志で事業や組織のあり方を決定すべきものであることから、これが尊重されない農協改革は、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、北海道農業や地域の持続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念の声が上がっている。

よって、国においては、農協改革に当たり、農協系統組織における自己改革を十分尊重するとともに、他府県とは異なる北海道の特質を踏まえ、北海道農業や地域の振興に果たしている農協系統組織の機能を一層強化するため、次の措置を講ずることを強く要望する。

記、1. 農業協同組合法の改正に当たっては、これまで農協系統組織が食料の安定供給や地域の振興等に果たしてきた役割を踏まえ、その機能が一層強化されるものとする。

2. 広大な面積を有し、農業を基幹産業とする北海道においては、農協における准組合員は、農業のみならず地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方再生」の観点からも、准組合員の利用制限については、慎重に検討すること。

3. 農協や各連合会の事業方式や組織形態は、地域の実態を踏まえ、自らの意志で選択できる制度とすること。

4. いわゆる中央会制度については、農協系統組織の「意志を結集する機能」、「代表する機能」、「サポートする機能（監査機能を含む）」を十分発揮できる制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、規制改革担当大臣。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。只今の意見書の文言の一部訂正をお願い致します。

1行目、本年6月とあるのを平成26年6月、中頃にこうした中、規制改革委員会は、本年11月とあるのを平成26年11月に訂正願います。もう1つありました。上段の部分のですね、やっぱり本年11月ともう1箇所ありますので、その部分も平成26年の11月に訂正願います。3箇所、本年という部分を平成26年でお願い致します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第6号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、意見書案第6号、『TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7番（谷口康之）

意見書案第6号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して上記意見書を提出するものとする。

平成27年3月12日提出。提出議員並びに賛成議員は、先ほどと同じですので省略をさせていただきます。

TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

TPP交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われております。

また、交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、これまで多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

については、下記の事項について要請する。

記、1. 政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること。

2. EPA・FTA等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先は、内閣総理大臣であります。以上であります。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上6件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

---

#### ● 議長発議 平成27年度常任委員会所管事務調査の実施について

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第18、『平成27年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。

お諮り致します。平成27年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じて実施することにし、調査内容については、議長と各常任委員長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、平成27年度の各常任委員会の所管事務調査の実施は、そのように行うことに決定を致しました。

---

#### ● 議長発議 平成27年度常任委員会管外行政視察の実施について

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第19、『平成27年度常任委員会管外行政視察の実施について』を議題とし

ます。

お諮り致します。管外行政視察は、議会閉会中に行うことにし、実施委員会及び実施時期及び視察内容については、議長と委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、常任委員会の管外の行政視察は、そのように行うことに決定しました。

---

## ● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

### ◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第20、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題にします。

お諮り致します。議会を代表として、正副議長並びに議員が出張または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のために出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出張または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することとにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、その都度議長において指名することと決定しました。

---

## ● 議長発議 議会閉会中の議会運営委員会の実施について

### ◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第21、『議会閉会中の議会運営委員会の実施について』を議題とします。

このことについて、会議規則第173条の規定によって、議会閉会中の委員会の開催の申し出がされておりますので、これを承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定しました。

---

## ● 閉会宣言

### ◎ 議長 (伊藤政博)

お諮りします。本議会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会を本日で閉会することに決定しました。

なお、この3月31日をもって、定年退職される職員の方が2名いらっしゃいます。ご紹介致します。森永達夫さん。昭和48年4月に教育委員会に配属されて以来、出納係長、教育委員会社会教育係長、水道事務係長などを経て、知内高等学校、スポーツセンター、そして、給食センターへと勤務されております。42年間にわたり誠実に町職員として勤務されてきました。もう一方は、藤谷亘さんであります。昭和49年4月1日に農政係として配属され、以来、管理係長兼地籍用地係長、総務係長、総括係長、そして、平成19年4月1日から議会事務局長、25年からは産業振興課長、そして、出納室長兼会計管理者として勤務されております。特に平成19年から6年間、議会事務局長として松井議長のもとで知内町議会基本条例の制定などに多大なご貢献をされ、知内議会の改革にご尽力されましたことに対しても議会として深く感謝申し上げます。41年間の在職でありました。お二人には、今後ともそれぞれの立場で、知内町の発展にご貢献いただくことをお願いを申し上げてご紹介をさせていただきます。

これで本日の会議を閉じます。平成27年知内町議会第1回定例会を閉会します。

どうも大変ご苦勞様でした。

( 閉会 午後11時45分 )